

平成30年度第2回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成30年5月11日(金) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿	
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子	
	3番	山崎	幸臣	4番	田中	豊秋	
	5番	綾木	晴子	6番	丸山	武	
	7番	河村	久雄	8番	田中	正則	
	9番	木原	さち子	10番	谷尾	友枝	
	11番	宮本	彰太郎				

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	永江	守弘
	山本	知司	上月	清
	前田	智	保田	公範
	竹内	俊雄	松田	純一
	藤田	克昭		

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 13番 小林 孝 14番 西村 辰寿
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
3 農地法施行規則該当転用届書について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の取消について
- 第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 第6 議案第4号 非農地証明について
- 第7 議案第5号 農用地利用集積計画案 の決定について
- 第8 議案第6号 農用地利用配分計画案について
- 第9 その他

追加議事日程

- 第1 議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱決定について

農業委員会事務局職員

事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席者はありません。</p> <p>全員出席です。定足数に達していますので、平成 30 年度第 2 回八頭町農業委員会を始めます。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、13 番 小林 孝委員、14 番 西村 辰寿委員にお願いします。</p> <p>次に日程第 2、報告事項ですが、私は先ほどしましたので、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>報告を 3 件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は 6 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は 3 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告 3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。今月は 2 件です。200㎡未満の資材置場と農地進入路です。内容は問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号 5-1 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。</p> <p>受付番号 5-1 について説明をします。</p> <p>土地の所在地 船岡地内 1 筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 58㎡。</p>

売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大ということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、149 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、1番 山根委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

山根委員 調査結果を報告します。当該申請地を中心に、譲受人、譲渡人両者の家が隣にあります。以前から譲受人が購入したい気持ちがあったようです。この申請地に水を張ると、譲受人の敷地が低い側にあるので水が落ちてくるという状態になり、相談されていたという経過があります。

また、秋にはこの用水をコンクリート用水に改修し利用したいという思いもあり、今回、話がまとまったものです。譲受人は他の農地もきちんと耕作されていますので、問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（議長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定します。 続きまして受付番号 6-2 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 6-2 について説明をします。 土地の所在地 稲荷地内2筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 25 m²、101 m² 合計 126 m²です。 売買による所有権移転です。 理由につきましては、譲受人が申請地の隣の農地を耕作されており、譲受人は町外在住で耕作できないということで、両方で協議され 売買の話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕運機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。 農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、46 アールとなり問題ありません。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、6 番丸山委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。</p>
丸山委員	<p>5 月 2 日に譲受人と面会し現地確認を行いました。2 年前まで譲渡人が耕作されていたそうですが、鳥取市から通作できなくなったということで、隣地を耕作する譲受人に耕作してもらえないかとの相談があったとのこと。譲受人も少しなら耕作しても良いということで、売買が成立しました。問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょう</p>

	か。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消について審議を行います。受付番号 1-1 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消審議について。</p> <p>平成 30 年 4 月 2 日付で農地法 3 条の規定による許可処分取消願の提出がありましたので、審議を求めます。</p> <p>受付番号 1-1 について説明します。</p> <p>これは、平成 30 年 2 月委員会において審議され、平成 30 年 2 月 13 日付、八頭町農委指令第 19 号で許可した案件です。</p> <p>理由としましては、譲渡人はこの申請を農地の貸借契約であるとの認識でおられ、売買契約の意思ではなかったとの申し出がありました。双方の意思の疎通が十分でなかったため、一旦、許可の取消願いを提出され、再度双方で協議をされるということでした。</p>
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようです。農業委員会としましても、あまりないケースではありますが、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消について審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議を行います。受付番号 1-1 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議につ

いて。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号 1-1 について説明します。

土地の所在地 富枝地内 2 筆 登記地目 2 筆とも畑 現況地目 2 筆とも畑 面積 21 m²、33 m² 合計 54 m²。

屋根付き駐車場を目的とした所有権移転売買です。

場所は、議案書 4 ページから 7 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 7 ページに付けています。

理由につきましては、現在の駐車場では駐車スペースが足りないため、新たに駐車場を確保したいということです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は小集団の生産性の低い農地、第 2 種農地です。許可根拠は代替地なしです。

信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、申請地東側は県道、西側は河川、南側は畑、北側は墓地になっています。畑所有者の同意は得られています。

盛土整地しコンクリート舗装をします。雨水は自然流下し河川へ放流します。汚水排水は発生しません。

議長（会長） この件につきましては、4 番 田中豊秋委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

田中豊委員 5 月 3 日に譲受人に調査を行いました。自宅前の道路を挟んだ向かいの土地を購入され転用されます。東側は県道、西側は河川、南側は畑、北側は墓地になっています。南側の畑の所有者には、車庫を建てると説明し同意は得られています。県道からの出入口についても、県に事前相談されており問題ないとのことでした。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議を終わります。</p> <p>続きまして日程第 6 非農地証明につきまして審議を行います。受付番号 3-1 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 号 非農地証明について説明します。</p> <p>これは農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号 3-1 について説明します。</p> <p>土地の所在地 山志谷地内 1 筆 登記地目 畑 現況地目 山林 面積 99 m²です。</p> <p>場所につきましては、議案書の 9 ページから 11 ページに図面を付けています。</p> <p>理由につきましては、昭和 60 年月日不詳より耕作はしておらず、現在は山林となっています。この農地は、農振農用地区域外の第 2 種農地であり、長期間耕作放棄されており農地としての利用が困難となっています。</p> <p>現地へ行くことは危険と判断し、田中正則委員、河村委員、安部推進委員には、航空写真で確認をお願いしました。</p>
議長 (会長)	この件につきましては、8 番田中正則委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
田中正委員	<p>事務局の説明にもありましたが、現地へ行くことは危険ということで、航空写真での確認ということでした。</p> <p>しかし、申請地近辺は、総延長 20 数キロの林道、作業道が整備されていますので、5 月 9 日に区長、申請者の親戚、私の 3 名で現地へ行ってみました。現地は杉、竹が生えており、間違いなく山林でした。非農地判断で問題ないと考えます。</p>
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、受付番号 3-1 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、受付番号 3-1 について申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第 4 号 非農地証明について審議を終わります。</p> <p>続きまして日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から平成 30 年 4 月 27 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>議案書の 12 ページから 16 ページをご覧ください。</p> <p>今月は通常の利用権設定が新規 6 件、更新 5 件 合計 11 件です。面積は田 16,739 m²、畑 8,807 m² 合計 25,546 m²です。</p> <p>中間管理事業分としては新規 2 件、更新 9 件、合計 11 件です。面積はすべて田 24,001 m²です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。</p>
議長 (会長)	<p>通常の利用権設定 受付番号 21-1 から 31-11、中間管理事業分 受付番号 16-1 から 26-11 について審議を行います。事前調査を行い報告が必要な方はお願いします。</p>
委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、通常の利用権設定 受付番号 21-1 から 31-11、中間管理事業分 受付番号 16-1 から 26-11 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 8 議案第 6 号 農用地利用配分計画案について審議を行います。</p> <p>整理番号 16-1 から 26-11 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 6 号 農用地利用配分計画案について説明します。</p>

八頭町長より平成 30 年 4 月 27 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号 16-1 から 26-11 について説明します。

先ほどの議案第 5 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 24,001 m²を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。

農地所有適格 3 法人へそれぞれ 7,913 m²、2,660 m²、13,428 m²を配分するものです。

議長（会長） この件につきまして、意見質問はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、申請どおり決定します。

以上で日程第 8 議案第 6 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。

続きまして日程第 9 の前に、本日お配りしました追加議事日程第 1 議案第 7 号 農地利用最適化推進委員の委嘱決定について審議を行います。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第 7 号 農地利用最適化推進委員の委嘱決定について説明します。平成 30 年 3 月 31 日付で国中地区担当の農地利用最適化推進委員が辞任されましたので、新たに推進委員候補者の公募を行いました。

また、4 月 11 日に国中地域の実行組合長会を山寄委員にも出席していただき開催し、応募・推薦をお願いいたしました。その結果、国中一区実行組合から 1 名の推薦がありました。この方は地域の事情に精通している方で適任であるとの理由で推薦されました。

農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 号の規定により、議案に記載のこの方を農地利用最適化推進委員として決定することの承認を求めるものです。

議長（会長） この件につきまして、意見質問はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長）	ないようですので、議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱決定については、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、原案のとおり委嘱を決定します。 以上で追加日程第1 議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱決定についての審議を終了します。 以上で追加日程第1 議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱決定について審議を終了します。 続きまして日程第9 その他について事務局よりお願いします。
事務局	●視察研修について ●活動記録について ●次回農業委員会は6月13日（水）13時30分から船岡地区公民館大集会室です。 以上です。
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
河村委員	会長の初めの挨拶にもありましたが、人事異動があり産業観光課長が替わられました。替わられて間がないと言われましたが、農業ビジョン、また町農政をどのように考えられているのかといったことをお聞きしたいです。その会を早く開催していただきたい。いつまでも先延ばしにせず、次の定例会でお願いしたいです。
事務局	事務局としましても、日程調整をさせていただいているところです。6月定例会を目途に話をさせていただきます。
議長（会長）	その他ありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第2回農業委員会を終了します。 終了（14時45分）